

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	中央市	大鳥居	地区名	大鳥居(おおとりい)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価	
①課題・背景							妥当	妥当でない
本計画箇所は、中央市大鳥居地区に流入する一級河川大森川上流に位置している。近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当	
②整備目標・効果							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備	
□主要目標							③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 5.95 > 1.0 ・便益(B) = 1046 百万円 ・費用(C) = 175 百万円	
○土石流災害の防止 保全対象 人家37戸 市道1500m 緊急度・危険度 13≧10点 ※ 被害軽減額 379≧340百万円 ※							④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は治山堰堤が設置されていない。なお、砂防ダム計画はない	
(※ 評価基準値)							⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効	
□副次目標							⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する	
□副次効果							⑦事業計画の熟度 ・地元中央市より強い要望あり	
							<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断	
(2)整備内容と整備量							(4)事業間優先度評価	
①整備内容							⑤総合評価 ・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施	
②整備期間							(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 2 優先度評価: I	
③総事業費							(5)総合評価 〇	
④全体計画							【事業位置図等】	
平成27年度 谷止工2基 60百万円 平成28年度 谷止工2基 山腹工0.1ha 70百万円 平成29年度 谷止工2基 60百万円							省 略	
⑤規整備内容・期間・事業費								